		その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 評価・換算差額等合計 純資産の部　合計	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　継続企業の前提（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項。

①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

②　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

③　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

④　当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

①　有価証券の評価基準及び評価方法

②　金銭の信託の評価基準及び評価方法

③　デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

④　有形固定資産の減価償却の方法

⑤　外貨建資産等の本邦通貨への換算基準

⑥　貸倒引当金の計上方法

⑦　退職給付引当金の計上方法

⑧　リース取引の処理方法

⑨　ヘッジ会計の方法

⑩　その他採用した重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りではない。

⑶　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第８条の３から第８条の３の７までの規定に準じて記載すること。ただし、当該事業年度に係る財務諸表のみを表示している場合には、前事業年度に係る事項及び１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

⑷　金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑸　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑹　会社計算規則第111条に規定する持分法損益等に関する事項

⑺　有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額

⑻　資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額（一括して注記することが適当な場合にあっては、適宜一括した引当金の金額）

⑼　関係会社（会社計算規則第２条第３項第22号に規定する関係会社をいう。以下同じ。）に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は２以上の項目について一括した金額

⑽　取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権又は金銭債務があるときは、その金銭債権の総額及び金銭債務の総額

⑾　次に掲げるもの（重要でないものを除く。）の発生の主な原因別の内訳

①　繰延税金資産（その算定にあたり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。）

②　繰延税金負債

⑿　リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する重要な有形固定資産及び無形固定資産

⒀　手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務（負債の部に計上したものを除く。）があるときは、当該債務の内容及び金額

⒁　関係会社の株式又は出資金の総額

⒂　資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額

⒃　以下に掲げる金額

①　再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額

②　再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額

⒄　１株当たりの純資産額（銭単位）

⒅　会社法（平成17年法律第86号）以外の法律の規定又は契約により、剰余金の配当について制限を受けている場合には、その旨及びその内容

⒆　会社計算規則第２条第３項第51号に規定する連結配当規制適用会社については、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨

⒇　事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象

(21)　非常事故代位債権、信用事故代位債権、非常事故代位見込債権、信用事故代位見込債権及び譲受債権の額並びにその合計額。なお、それぞれの定義は、第２条第２項から第６項による。

(22)　以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項

2　法令等に基づき、又は株式会社日本貿易保険の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

3　「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の１を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。

4　「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「リース資産」を除く。）に含めることができる。

5　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

第２号様式

年度（　　年　月　日から
　　年　月　日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科　　目	金　額
経常収益	
保険引受収益	
正味収入保険料	